資料１

男女共同参画のための藤井寺市行動計画　課題シート

基本目標Ⅰ　男女共同参画に対する正しい理解の促進についての課題

国の方針及び社会動向	**【第５次男女共同参画基本計画（取り組むべき事項及び基本的な視点）】** **［第９分野　男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備］** ・男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し ・男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実 **［第 10 分野　教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進］** ・校長をはじめとする教職員や教育委員会における男女共同参画の理解を促進するとともに、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。 ・固定的な性別役割分担意識等を打破するとともに、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による悪影響が生じないよう、男女双方の意識改革と理解の促進

現行計画の方向性	１　あらゆる分野における性別役割分担意識の変革 ①　多様な媒体による男女共同参画推進のための広報・啓発活動の充実 ②　男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの育成 ③　男女共同参画ルームの充実 ２　男女共同参画を浸透させる教育・学習の充実 ①　男女共同参画の視点に立った保育・教育の推進 ②　性別にとらわれず多様な選択を可能にする学習機会の確保 ③　生涯を通じた男女共同参画に関する学習の充実

	調査結果概要	問番号
アンケート調査結果	・男女の役割やあり方について、『１．結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい』で「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”が高くなっています。一方、『４．「男は仕事、女は家庭」に同感だ』で「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた“そう思わない”が高くなっています。	問９
	・以下の項目について、家庭では誰が担うのが理想だと思いますか。また、あなたのご家庭では実際にどう分担されていますかについて、理想の分担では、『１．生活費を得る』で「主に夫が担う」が、『７．子どもの教育やしつけをする』で「夫婦で分担する」が、『２．家計の管理をする』で「主に妻が担う」が、『３．高額の買い物の決定をする』で「話し合いで決める」が高くなっています。 実際の分担では、『１．生活費を得る』で「主に夫が担う」が、『７．子どもの教育やしつけをする』で「夫婦で分担する」が、『２．家計の管理をする』で「主に妻が担う」が、『３．高額の買い物の決定をする』で「話し合いで決める」が高くなっています。	問 10
	・言葉の認知度について、「ハラスメント」が 86.6%と最も高く、次いで「ＤＶ（ドメスティックバイオレンス）」が 85.9%、「ジェンダー」が 81.9%。 性別にみると、「男女共同参画」の割合が男性で高くなっています。 年齢別にみると、「ワーク・ライフ・バランス」の割合が 20～29 歳から 70 歳以上にかけて低くなっています。	問 18
	・男女共同参画を進めていくためにはどのような具体的取り組みが必要だと思いますかについて、「性別に関わらず、自分の意志で多様な働き方を選択できる環境を整備すること」が 38.0%と最も高く、次いで「保育や介護のサービス、施設を充実させること」が 36.7%、「結婚や出産を経ても働き続けられる制度が普及すること」が 32.9%。 性別にみると、「職場や地域の意思決定の場に女性が参画すること」の割合が男性で高くなっています。一方、「男性は仕事、女性は家事・育児といった性別役割分担意識を改めること」の割合が女性で高くなっています。 年齢別にみると、「保育や介護のサービス、施設を充実させること」の割合が 20～29 歳から 60～69 歳にかけて高くなっています。	問 20

次期計画に向けた課題	１　あらゆる分野における性別役割分担意識の変革 本市では、広報紙や啓発誌、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの多様な媒体を用いて、一人ひとりが当事者意識を高め、性別に関する固定観念の解消に向けた啓発活動を行いました。 アンケート調査結果では、男女の役割やあり方について「男は仕事、女は家庭に同感だ」では 14.5%、「子育てや介護は、男性より女性の方が適している」では 37.0%、「妻や子どもを養うのは男の責任である」では 51.5%が「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”と回答しています。 また、家庭での分担について、理想と実際のどちらにおいても『生活費を得る』では「主に夫が担う」が、『家計の管理をする』では「主に妻が担う」と回答した割合が高くなっています。 さらに、男女共同参画を進めていくために必要な取り組みについて、「男性は仕事、女性は家事・育児といった性別役割分担意識を改めること」と回答した人の割合が 20.7%となっています。 男女共同参画を推進するためには、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、仕事や家庭の責任を男女が協力して担っていくことが求められています。今後も、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、広報・啓発活動、講演会等を行い、男女共同参画を進めることは男性にとっても女性にとっても暮らしやすくなるという理解を深めていくことが必要です。 ２　男女共同参画を浸透させる教育・学習の充実 本市では、学校教育や保育のあらゆる機会を通じて、無自覚に子どもに固定的な性別役割分担意識やジェンダー意識を植え付けていないか、押し付けていないかの見直しを行い、男女平等を基本とした保育や教育を推進するとともに、性的指向や性自認の多様性に理解を深める取組を行いました。 アンケート調査結果では、男女共同参画を進めていくために必要な取り組みについて、「教育の場で男女共同参画に対する理解を深める取り組みを推進すること」と回答した人の割合が 11.6%となっています。 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、学校・家庭・地域社会などの様々な場面において、幼い頃から長年にわたり形成されやすいため、幼少期のうちから性別に基づく固定観念を生じさせないよう家庭や学校において男女平等意識を形成していくことが重要です。そして、社会のあらゆる分野において、性別に関わらず、子どもの個性を伸ばし、相手を尊重する人権感覚を身に付けさせる教育を充実し、将来の男女共同参画社会を担う人材を育てることが必要です。

基本目標Ⅱ　男女がともに社会のあらゆる分野に参画する機会の確保についての課題

<table>
<tr><td>国の方針及び
社会動向</td><td>

【第５次男女共同参画基本計画（取り組むべき事項及び基本的な視点）】
［第２分野　雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和］
・正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消
・非正規雇用労働者の正規雇用労働者への転換等を促進
・再就職希望者等に対するリカレント教育を推進し、学び直し等の充実
・男性の育児休業の取得促進
・就活セクハラの防止
［第３分野　地域における男女共同参画の推進］
・女性デジタル人材の育成や「新たな日常」に対応した多様で柔軟な働き方の定着、様々な課題・困難を抱える女性への支援
・農業委員や農業協同組合等の理事に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組
・自治会をはじめとする地域に根差した組織・団体の長となる女性リーダーを増やすための機運の醸成や女性人材の育成

</td></tr>
<tr><td>現行計画の方向性</td><td>

１　意思決定過程における男女共同参画の推進
　①　審議会等への女性の参画促進（参画率 35.0%以上を目標）
　②　地域活動における男女共同参画の推進
　③　男女共同参画の視点を持つ人材の養成と支援
　④　男女共同参画の視点で活躍する団体への支援

２　働く場での男女共同参画の推進
　①　事業所への啓発
　②　あらゆるハラスメント防止対策の推進
　③　女性の就労や起業に関する支援

３　ワーク・ライフ・バランスの推進
　①　ワーク・ライフ・バランスの啓発
　②　男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の推進
　③　男女共同参画の視点に立った高齢者介護施策の推進
　④　育児・介護等への男性の参画促進

４　藤井寺市の男女共同参画の職場づくり
　①　職員の男女共同参画意識の高揚
　②　庁内推進体制の充実
　③　女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進

</td></tr>
<tr><td>指標の進捗状況</td><td>

<table>
<tr><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">策定時</th><th>実績値</th><th rowspan="2">目標値</th></tr>
<tr><th>令和６年度</th></tr>
<tr><td>審議会等への女性委員参画率</td><td>26.4%
（令和２年３月 31 日）</td><td>30.0%
（令和７年３月 31 日）</td><td>35.0%</td></tr>
<tr><td>管理職（課長級以上）に占める女性職員の割合</td><td>23.6%
（令和２年４月１日）</td><td>28.8%
（令和７年４月１日）</td><td>30.0%</td></tr>
<tr><td>男性職員の育児休業取得率</td><td>9.1%
（令和元年度）</td><td>75.0%
（令和６年度）</td><td>30.0%</td></tr>
</table>

○審議会等への女性委員参画率
　目標を下回っている。策定時から増加傾向にある。
○管理職（課長級以上）に占める女性委員の割合
　目標を下回っている。策定時から増加傾向にある。
○男性職員の育児休業取得率
　目標を達成している。策定時から大きく増加している。

</td></tr>
</table>

	調査結果概要	問番号
アンケート調査結果	・あなたの職場では以下のようなことがありますかについて、「該当するものはない」が 53.1%と最も高く、次いで「女性の管理職がいない、または極端に少ない」が 17.4%、「勤務時間が長い、残業または休日出勤が多い」が 13.9%。 性別にみると、「男女間で仕事の内容に差がある（女性は補助的な仕事しか与えられないなど）」、「女性の管理職がいない、または極端に少ない」の割合が男性で高くなっています。	問８
	・生活の中で、「仕事」、「家庭」、「地域活動」、「個人の活動」で何を優先しますかについて、①理想の優先順位では『家庭』61.5%が最も高く、次いで『仕事』が 25.3%。一方、②実際の優先順位では『仕事』48.9%が最も高く、次いで『家庭』が 38.5%。	問 11
	・以下の場面における男女の地位についてどう感じますかについて、『８．政治の場で』で「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた“男性優遇”が、『１．学校生活の場で』で「平等である」が、『６．災害時の避難所で』で「どちらかといえば女性の方が優遇されている」と「女性の方が優遇されている」を合わせた“女性優遇”が高くなっています。	問 12
	・現在、日常生活をするうえで困っていることについて ４．仕事が見つからない・不安定である 「どれにもあてはまらない」が 80.6%と最も高くなっています。 性別にみると、大きな差はみられません。 ５．職場・家庭でハラスメントを受けている 「どれにもあてはまらない」が 84.1%と最も高くなっています。 性別にみると、大きな差はみられません。 ８．社会で平等に扱われない 「どれにもあてはまらない」が 87.1%と最も高くなっています。 性別にみると、大きな差はみられません。	問 16
	・言葉の認知度について、「ハラスメント」が 86.6%と最も高く、次いで「ＤＶ（ドメスティックバイオレンス）」が 85.9%、「ジェンダー」が 81.9%。 性別にみると、「男女共同参画」の割合が男性で高くなっています。 年齢別にみると、「ワーク・ライフ・バランス」の割合が 20～29 歳から 70 歳以上にかけて低くなっています。	問 18
	・あなたは、次のような男女共同参画や女性支援に関する市の取り組みの中で、見聞きしたことがあるものはありますかについて、「どれも見聞きしたことがない」が 49.3%と最も高く、次いで「広報紙・ホームページによる啓発」が 21.0%、「人権悩みの相談室」が 19.2%。 性別にみると、「どれも見聞きしたことがない」の割合が男性で高くなっています。 年齢別にみると、「人権悩みの相談室」は年齢が高くなるほど割合が高くなっています。また、「どれも見聞きしたことがない」は 20 歳以上で年齢が高くなるほど割合が低くなる傾向にあります。	問 19
	・男女共同参画を進めていくためにはどのような具体的取り組みが必要だと思いますかについて、「性別に関わらず、自分の意志で多様な働き方を選択できる環境を整備すること」が 38.0%と最も高く、次いで「保育や介護のサービス、施設を充実させること」が 36.7%、「結婚や出産を経ても働き続けられる制度が普及すること」が 32.9%。 性別にみると、「職場や地域の意思決定の場に女性が参画すること」の割合が男性で高くなっています。一方、「男性は仕事、女性は家事・育児といった性別役割分担意識を改めること」の割合が女性で高くなっています。 年齢別にみると、「保育や介護のサービス、施設を充実させること」の割合が 20～29 歳から 60～69 歳にかけて高くなっています。	問 20

次期計画に向けた課題	１　意思決定過程における男女共同参画の推進 本市では、男女共同参画の視点を持つ人材の養成に向けた取組を行うとともに、地域活動において、多様な視点が反映されるように啓発を行いました。 アンケート調査結果では、男女の地位について「地域活動の場」「法律や制度のうえ」「政治の場」「社会全体」の場面において「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた“男性優遇”の割合が“女性優遇”より（女性よりも男性が優遇されているという趣旨の回答が）高くなっています。 また、男女共同参画を進めていくために必要な取り組みについて、「職場や地域の意思決定の場に女性が参画すること」と回答した人の割合が 23.2%となっています。 審議会等への女性委員参画率 35.0%以上を目指して取組を進めてきましたが、策定時から増加傾向にはあるものの令和６年度の実績値は 30.0%となり、目標を達成できませんでした。 社会や個人の固定的な性別役割分担意識等を背景に、女性の登用が男性よりも遅れています。 今後も引き続き、意思決定過程の場における男女共同参画の重要性について、企業や地域に向けて、好事例の情報提供をするなどして積極的に働きかけることが必要です。 ２　働く場での男女共同参画の推進 本市では、市内の事業所に対して、女性活躍推進法や男女雇用機会均等法などの法の周知や、男女共同参画の職場づくりや女性の活躍に関する啓発を行いました。また、ハラスメントのない職場づくりに向けて、事業所と労働者の双方に対する意識啓発や相談体制の充実を行いました。 アンケート調査結果では、職場について、「セクシュアル・ハラスメント（性的な嫌がらせ）を見たり受けたりする」が 3.7%、「パワー・ハラスメント（職務の範囲を超える過度な指導や嫌がらせ）を見たり受けたりする」が 11.2%、「マタニティ・ハラスメント（妊娠・出産等に対しての嫌がらせ）を見たり受けたりする」と回答した人の割合が 0.5%となっています。 また、男女共同参画を進めていくために必要な取り組みについて、「性別に関わらず、自分の意志で多様な働き方を選択できる環境を整備すること」と回答した人の割合が 38.0%となっています。 職場においては、仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇格の機会などの男女差別をなくすとともに、性別に関わらず多様で柔軟な働き方を選択できる職場づくりと働き続けられる職場づくりを進めることが必要です。 また、各種ハラスメントについての知識を得る、ハラスメントを受けた際の対応や相談窓口を知ってもらうため、情報提供を進めていくことが必要です。 ３　ワーク・ライフ・バランスの推進 本市では、市民に対して、ワーク・ライフ・バランスへの理解を深める講座や情報を提供するとともに、事業所に対しては、残業や休日出勤の削減、休業・休暇の取得率の上昇をめざした組織改革の参考となる先進事例を紹介するなど、ワーク・ライフ・バランスの啓発に努めました。 アンケート調査結果では、職場について、「子育て、介護を理由にした休暇がとりにくい、または制度がない」が 10.0%、「勤務時間が長い、残業または休日出勤が多い」と回答した人の割合が 13.9%となっています。 また、男女共同参画を進めていくために必要な取り組みについて、「男性が労働時間を短縮し、家事や育児へ積極的に参加すること」が 13.1%、「結婚や出産を経ても働き続けられる制度が普及すること」と回答した人の割合が 32.9%となっています。 男女共同参画の視点から、男性も女性も互いに協力し合い分担することで、仕事と家庭生活、地域活動等を調和させた豊かな暮らしを実現することが求められます。 今後も、男女がともに、仕事と家庭生活等の仕事以外の生活を両立し、誰もが自分の希望する活動に充てる時間を増やせるよう、ワーク・ライフ・バランスの意義や重要性に関する啓発及び情報提供を推進していく必要があります。 さらに、休暇の取得や勤務の軽減につながる制度や、家事や育児、介護等様々な事情を有する人が働き続けられる環境を整備することが必要です。 ４　藤井寺市の男女共同参画の職場づくり 本市では、働き方の見直しや職場風土の改善に向けて、男女共同参画の職場づくり研究会の結果を基にワーク・ライフ・バランスに関する啓発資料を作成するとともに、取組を着実に推進するために、藤井寺市人権行政推進本部や各課に配置している人権推進員を活用して、庁内の推進体制の充実に努めました。 アンケート調査結果では、職場について、「女性の管理職がいない、または極端に少ない」と回答した人の割合が 17.4%となっています。 また、男女共同参画や女性支援に関する市の取り組みの中で、見聞きしたことがあるものについて、「どれも見聞きしたことがない」と回答した割合が 49.3%と最も高くなっています。 管理職（課長級以上）に占める女性職員の割合 30.0%以上を目指して取組を進めてきましたが、

	策定時から増加傾向にはあるものの令和６年度の実績値は 28.8%となり、目標を達成できませんでした。 　男性職員の育児休業取得率は策定時の 9.1%から大きく増加し令和６年度実績値は 75.0%となり、目標の 30.0%を上回ることができました。 　今後も引き続き、庁内における男女共同参画推進体制の整備を進める必要があります。市職員の男女共同参画に関するさらなる意識向上に取り組むとともに、業務の実態についても男女間の不平等感を解消するよう努め、仕事と家庭の両立を支援する施策の充実を図ることが求められます。男女共同参画社会の実現に向け、庁内において率先して取り組みを進めることが重要です。 　また、率先行動としての市役所庁内の男女共同参画の推進について庁内外にＰＲしていくことが必要です。

基本目標Ⅲ　誰もが安心して暮らせる環境の整備についての課題

国の方針及び社会動向	**【第５次男女共同参画基本計画（取り組むべき事項及び基本的な視点）】** **［第５分野　女性に対するあらゆる暴力の根絶］** ・新型コロナウイルス感染症に対応するため、ＤＶ相談支援体制を強化 ・「生命（いのち）を大切にする」「性暴力の加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ように子どもの発達段階に配慮した教育 ・ＳＮＳ等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動 **［第６分野　男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備］** ・人権教育・啓発活動の促進 **［第７分野　生涯を通じた健康支援］** ・生涯にわたる男女の健康の包括的な支援 ・医療分野における女性の参画拡大 ・スポーツ分野における男女共同参画の推進 **「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の概要** 基本理念【第３条】 ①困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること ②支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること③人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること

現行計画の方向性	１　性の尊重と健康への支援 ①　妊娠・出産等のライフステージに応じた心身の健康支援 ②　喫煙・飲酒などによる健康被害の予防に関する啓発 ③　性に関する情報提供と教育の推進 ２　防災における男女共同参画の推進 ①　男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立 ②　男女共同参画の視点を取り入れた地域防災力の向上 ３　あらゆる暴力の根絶 ①　ＤＶなどあらゆる暴力を許さない意識の啓発 ②　加害者も被害者も生まないための取組の検討 ③　相談窓口の充実・周知および相談体制の強化 ④　被害者の保護と自立支援 ⑤　庁内関係課や関係機関とのネットワークの強化

	調査結果概要	問番号
アンケート調査結果	・配偶者（パートナー）や恋人からの行為はについて 「暴力」にあたると思うか 『１．医師の治療が必要となるぐらい、殴られた・蹴られた』で「暴力だと思う」が、『８．スマホの中身を勝手にチェックされた』で「場合によると思う」が、『７．デート代を無理やり出させられたりプレゼントを要求されたりした』で「暴力だと思わない」が高くなっています。 実際に受けたことがあるか 『３．大きな声でどなられたり、罵倒されたりした』で「ある」が、『１．医師の治療が必要となるぐらい、殴られた・蹴られた』で「ない」が高くなっています。	問 13
	・実際に暴力を受けた方はそのことを誰に相談しましたか。あるいは、暴力を受けた場合、あなたはそのことを誰に相談しようと思いますかについて、「家族、親戚」が 37.0%と最も高く、次いで「友人、知人」が 28.0%、「警察」が 19.8%。 性別にみると、「警察」、「弁護士会・弁護士」の割合が男性で高くなっています。	問 14

	・暴力を受けたことを相談しなかった理由について、「相談しても無駄だと思うから」、「相談するほどのことではないと思うから」が 42.2%と最も高く、次いで「どこ（だれ）に相談してよいかわからないから」が 28.9%。 性別にみると、「自分にも悪いところがあると思うから」、「相談するほどのことではないと思うから」の割合が男性で高くなっています。一方、「相談しても無駄だと思うから」、「相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けたりすると思うから」、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思うから」の割合が女性で高くなっています。	問 15
	・現在、日常生活をするうえで困っていることについて １．身体・心の不安がある 「どれにもあてはまらない」が 58.4%と最も高く、次いで「あなた自身が困っている」が 26.1%、「困っている女性を知っている」が 10.3%。 性別にみると、大きな差はみられません。	問 16
	・令和６年４月１日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。困難な問題を抱える女性に対して、どのような支援が必要だと思いますかについて、「気軽に相談できる場所や人」が 81.4%と最も高く、次いで「就学・就労・就業支援」が 43.9%、「同じ悩みを持つ人と出会うことができる機会」が 39.2%。 性別にみると、「無料や低額での食事の提供」の割合が女性で高くなっています。 年齢別にみると、「公営住宅への優先入居」の割合が 20～29 歳から 50～59 歳にかけて高くなる傾向にあります。	問 17
	・言葉の認知度について、「ハラスメント」が 86.6%と最も高く、次いで「ＤＶ（ドメスティックバイオレンス）」が 85.9%、「ジェンダー」が 81.9%。 性別にみると、「男女共同参画」の割合が男性で高くなっています。 年齢別にみると、「ワーク・ライフ・バランス」の割合が 20～29 歳から 70 歳以上にかけて低くなっています。	問 18
	・男女共同参画を進めていくためにはどのような具体的取り組みが必要だと思いますかについて、「性別に関わらず、自分の意志で多様な働き方を選択できる環境を整備すること」が 38.0%と最も高く、次いで「保育や介護のサービス、施設を充実させること」が 36.7%、「結婚や出産を経ても働き続けられる制度が普及すること」が 32.9%。 性別にみると、「職場や地域の意思決定の場に女性が参画すること」の割合が男性で高くなっています。一方、「男性は仕事、女性は家事・育児といった性別役割分担意識を改めること」の割合が女性で高くなっています。 年齢別にみると、「保育や介護のサービス、施設を充実させること」の割合が 20～29 歳から 60～69 歳にかけて高くなっています。	問 20

次期計画に向けた課題	１　性の尊重と健康への支援 本市では、全ての人が、生涯にわたって主体的に健康づくりを行えるよう、各種健康診査を実施するとともに、喫煙・飲酒などによる健康被害の予防に関する啓発も含めて、心身の健康に関する正しい知識・情報の提供、相談体制の充実を図りました。 アンケート調査結果では、日常生活をするうえで困っていることについて、身体・心の不安では「自身が困っている」が 26.1%、「困っている女性を知っている」が 10.3%、「困っている男性を知っている」と回答した人の割合が 5.4%となっています。 生涯を通じて心も身体も健康に過ごすためには、普段からの健康増進、病気の予防と早期発見が大切であり、行政は健康診断などを充実させるほか、市民が主体的に健康づくりに取り組める環境整備を進める必要があります。さらに、近年はストレスなどによる心の健康が問題となっていることから、性別や世代に応じたメンタルヘルス対策にも取り組む必要があります。 さらに、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利を守る取り組み）に関する意識を広く社会に浸透させ、女性の思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といったライフステージに応じた健康を支援するための取り組みの重要性についての認識を高め、男女が共に高い関心を持ち、正しい知識・情報を得て、認識を深めるための施策を推進することが必要です。 ２　防災における男女共同参画の推進 本市では、防災対策に多様な視点が反映されるよう、防災会議や地域の自主防災組織などにおける女性参画の推進に努め、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立や地域防災力の向上を図りました。 アンケート調査結果では、男女共同参画を進めていくために必要な取り組みについて、「災害時

	の避難所運営に女性の視点を取り入れること」と回答した人の割合が 14.0%となっています。 　災害の多い昨今の状況から、日頃から男女共同参画の視点を踏まえた防災対策を講じておく必要があることから、町会・自治会においても男女共同参画の視点を踏まえた防災対策の取り組みを、さらに推進していく必要があります。さらに、被災時の避難所における男女のニーズの違いなどに配慮した災害対応を推進することが求められています。 ３　あらゆる暴力の根絶 　本市では、ＤＶについて正しい知識を啓発していくとともに、相談窓口や配偶者暴力防止法、ＤＶ被害者への具体的な支援内容について周知しました。また、一人でも多くのＤＶ被害者を発見して、適切な支援へとつなげられるよう、各窓口職員のＤＶに関する知識を高めました。 　アンケート調査結果では、暴力を受けた方はそのことを誰に相談しましたかについて、「相談しなかった」と回答した人の割合が 12.2%となっており、その理由として、「相談しても無駄だと思うから」、「相談するほどのことではないと思うから」が 42.2%と最も高く、次いで「どこ（だれ）に相談してよいかわからないから」が 28.9%となっています。性別にみると、「自分にも悪いところがあると思うから」、「相談するほどのことではないと思うから」の割合が男性で高くなっており、「相談しても無駄だと思うから」、「相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けたりすると思うから」、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思うから」の割合が女性で高くなっています。 　ＤＶ被害者には、自分が被害者であるという自覚がないままに暴力を受け続けている人がいます。また、女性に対する暴力の背景には、人権の軽視や社会的・経済的な男性の優位性があります。 　暴力防止への理解を広く市民に促すためには、当事者や関係者だけでなく、多くの市民に向け、様々な機会をとらえて幅広い普及活動を行うとともに、さまざまな暴力を根絶するため、暴力の加害者、被害者、傍観者とならないための幼児期からの教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備が必要です。 　今後も引き続き、ＤＶに関する周知啓発を進めるとともに、ＤＶ被害者が相談したいと思った時に適切な相談事業を利用できるよう、相談窓口の周知も図っていくことが重要です。